

中期目標及び中期計画について

1 中期目標・中期計画

位置付けと意義

- 独立行政法人制度は、法人に業務運営の自主性を付与する一方、目標の達成状況を事後に評価することにより、効果的・効率的な運営を目指すものである。
- 中期目標は、主務大臣が法人に指示する、達成すべき業務運営に関する目標であり、法人が中期計画を策定する際の指針となるとともに、法人の業務実績を評価する際の基準となるものである。
- 中期計画は、法人が中期目標を達成するための具体的な計画として定め、その計画に従い、自主的・自律的な業務運営を行うとともに、中期目標に従った業務の確実な実施を図るものである。

中期目標

(1) 記載事項（独立行政法人通則法29条）

○中期目標の記載事項は次のとおりであり、できる限り定量的な目標値を盛り込み、また、法人の努力を促すことが期待されるような、より高水準のものとするべきこと等とされている。

- ① 中期目標の期間
- ② 業務運営の効率化に関する事項
- ③ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ その他業務運営に関する重要事項

(2) 策定の手続き

厚生労働大臣が、あらかじめ独立行政法人評価委員会の意見を聴き、財務大臣と協議して策定。

中期計画

(1) 記載事項

○中期計画の記載事項は次のとおりであり、できる限り定量的な計画を設定すべきこと、また、中期目標を達成するために必要な、より詳細かつ定量的な目標を盛り込むほか、

目標水準を更に具体化することも検討する必要があること等とされている。

[各独立行政法人共通の事項]（独立行政法人通則法30条）

- ① 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- ④ 短期借入金の限度額
- ⑤ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ⑥ 剰余金の使途
- ⑦ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

[年金積立金管理運用独立行政法人における事項]（管理運用法人法20条）

- ① 年金積立金の管理及び運用の基本的方針
- ② 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
※ 厚生年金・国民年金の財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、年金積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならない。
- ③ 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項
※ ①～③は、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法及び国民年金法の運用の目的に適合するものでなければならない。

〈記載事項として不適切な事項〉

- ① 法定事項
例：法律上の義務そのもの
- ② 法人の長の裁量事項
例：部・課等の内部組織、理事等の職務内容、理事会等の設置及びそれらに関与させた意思決定体制等
- ③ 労使交渉に係る事項
例：職員の勤務条件
- ④ 主務大臣の関与に係る事項
例：個別法等に根拠がないにもかかわらず、中期計画上に新たな大臣関与に関する記述を置くこと

（2）策定の手続き

年金積立金管理運用独立行政法人は、運用委員会の議を経て策定し、厚生労働大臣の認

可を受ける。

厚生労働大臣は、あらかじめ独立行政法人評価委員会の意見を聴き、財務大臣と協議して、認可する。

(3) 年度計画

○独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画を定め、これを主務大臣に届出、公表する。

○年度計画の策定・公表により、年度ごとの法人の業務の内容が明確となり、透明性の確保や説明責任が果たされることになる。

2 業務の実績に関する評価

(1) 毎年度終了時の評価

法人は、毎年度の業務実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けることとされ、評価においては、当該年度における中期計画の実施状況の調査、分析及び業務の実績全体の総合的な評定を行うこととされている。

(2) 中期目標期間終了時の評価

法人は、中期目標期間の業務実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けることとされ、評価においては、中期目標期間における中期目標の達成状況の調査、分析及び業務の実績全体の総合的な評定を行うこととされている。